

議案第79号

議員報酬等検討特別委員会の設置について

議員報酬等検討特別委員会の設置について、地方自治法112条第1項及び会議規則第14条第1項の規定により、下記のとおり提出する。

記

- 1 名称 議員報酬等検討特別委員会
- 2 目的 議員の各種報酬等の適正額に関することの審議
- 3 設置期間 令和6年3月定例会議最終日まで
- 4 委員定数 8名

令和5年9月25日 提出

提出者 議会運営委員長 倉持 守